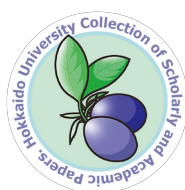




HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	訪日外国人観光客の特性把握：地域観光の課題解決に向けて
Author(s)	石井, 洋二
Citation	境界研究, 16, 23-38
Issue Date	2026-03-25
DOI	https://doi.org/10.14943/jbr.16.23
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/99360
Type	departmental bulletin paper
File Information	16_02.pdf, 本文



[研究ノート]

訪日外国人観光客の特性把握 —— 地域観光の課題解決に向けて ——

石井 洋二

はじめに

世界観光機関によると、国際観光客(宿泊客)数は2024年にCOVID-19によるパンデミック前の水準(99%)に回復し、推定14億人と記録されている。これは2023年比で1億4,000万人、11%の増加であり、パンデミック発生から4年かけての回復といえる。顕著なのはアジア太平洋地域において観光客が継続的に回復している点であろう⁽¹⁾。

訪日外国人観光客数もまた近年、順調な回復を見せており、2023年には2,500万人前後、2024年にはコロナ禍前の数を超え、過去最高の36,870,148人(2024年1月～12月)となった。これは前年比約1.5倍増である⁽²⁾。

このような訪日外国人観光客の急激な増加の一方、地域のキャパシティを超えた外国人観光客の来訪により、その景観が悪化したところもある。そこでは観光開発、観光客誘致による自然及び生活環境の劣化・破壊を通じた地域住民への被害、観光開発による生態系を含む景観の破壊、伝統文化の変質、地価及び物価の上昇、観光客大量誘致に伴う混雑、交通渋滞、騒音、ゴミの不法投棄を含む廃棄物の増大など、さまざまな問題が生じている⁽³⁾。

天野景太は、地域における観光被害を、加害行為主体の視点から「観光者」、「観光事業者」、「両者を含む複合的な主体の相互行為」の3つに分類するが⁽⁴⁾、本稿では観光における

(1) *World Tourism Barometer* 23, Issue 1 (2025), UN Tourism [<https://doi.org/10.18111/wtobarometereng>](2025年12月15日閲覧)。

(2) 「訪日外国人旅行者数・出国日本人数」国土交通省観光庁 [https://www.mlit.go.jp/kankocho/tokei_hakusyo/shutsunyukokushasu.html] (2025年4月20日閲覧)。

(3) 新井直樹「インバウンド観光の意義、効果と課題」『奈良県立大学研究季報』第30巻第1号、2019年、20頁；阿部大輔「オーバーツーリズムに苦悩する国際都市」『観光文化』第240号、2019年、8頁；‘Overtourism’? *Understanding and Managing Urban Tourism Growth beyond Perception, Executive Summary* (Madrid: United Nations World Tourism Organization, 2018), p.4 [<https://www.e-unwto.org/doi/epdf/10.18111/9789284420070>] (2025年12月15日閲覧)。

(4) 天野景太「“観光公害”概念の再定義：グローバル観光時代の社会／地域問題の解説を見据えて」『日本観光学会誌』第57号、2016年、46頁。

加害行為の主体として特に「観光者」に着目する。なかでも2024年に急増した訪日外国人観光客に着目し、日本政府観光局の観光統計データに基づき、その全体像と特性を、また東京都の国・地域別外国人旅行者行動特性調査報告書⁽⁵⁾に準拠し、訪日外国人観光客の出身国、訪日回数、旅行形態、観光目的を概観する。さらに観光地において発生している問題事例を検証することを通じて課題及びその軽減に向けた方策を考察したい。

1. 訪日外国人観光客の特徴

1.1 訪日外国人観光客数と出身国

もとより訪日外国人観光客数は、コロナ禍が発生する前の2019年までは右肩上がりで、コロナ禍の2020年から2022年にかけて大幅に落ち込んだ。前述したとおり、コロナ禍後の2023年以降は堅調な回復を示し、2024年に最多を記録した(図1)。

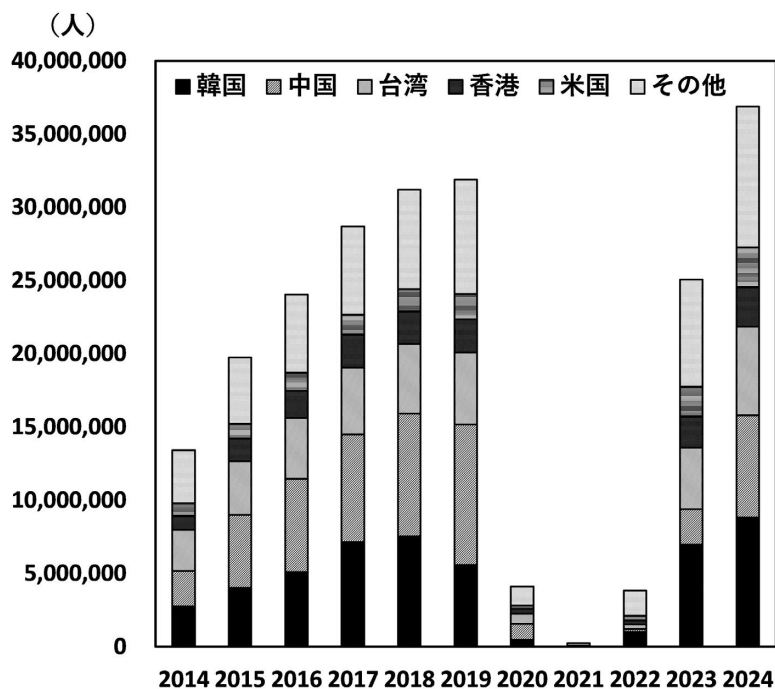


図1 訪日外国人観光客数と出身国・地域⁽⁶⁾

(5) 「令和6年国・地域別外国人行動特性調査結果」東京都産業労働局[<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/toukei/tourism/tourism/r6>] (2025年7月6日閲覧)。

(6) 「訪日外客数」日本の観光統計データ[<https://statistics.jnto.go.jp/graph/#graph--inbound--travelers--transition>] (2025年5月14日閲覧)に基づき筆者作成。

上位5か国の韓国、台湾、中国、香港、米国はコロナ禍の3年間を除き、2014年から2024年の直近11年間に入れ替わりはない。地域別では、2024年には東アジアの4つの地域(韓国、中国、台湾、香港)からの訪日外国人観光客が全体の66.5%を占めている。

1.2 訪日外国人観光客のリピート数

2014年からの過去11年間のデータをベースに、初めて訪日する観光客と2回以上の訪日リピーターを分けてみると、各年ともリピーターが初回訪日の観光客を上回り、50%以上を占めている。もっとも2023年から2024年にかけては、全体数が対前年比約1.5倍に対して、リピーターが前年比1.4倍、初回訪日が前年比1.6倍であったため、結果として全体の割合では、リピーターが減少し、初回訪日が増加となった(図2)。

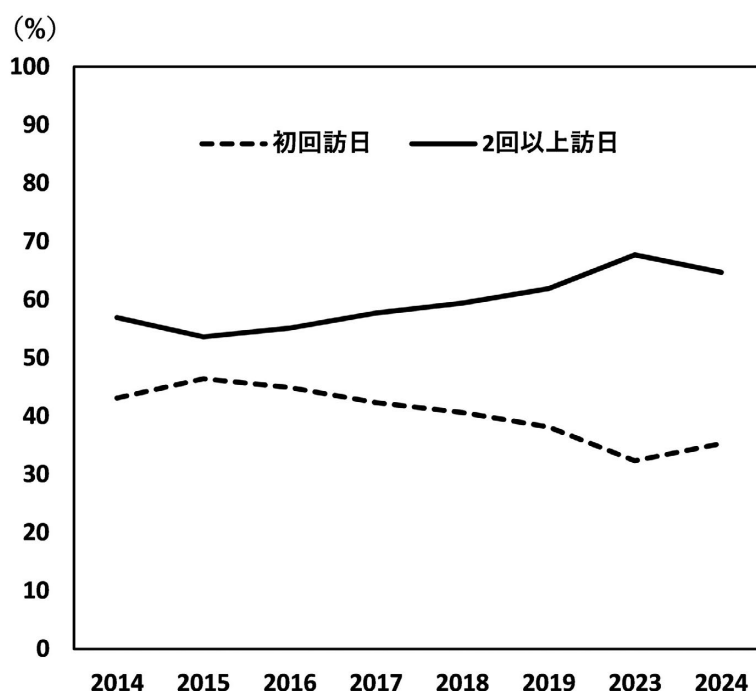


図2 訪日外国人観光客のリピート率⁽⁷⁾

(7) 「訪日旅行の実態」日本の観光統計データ[<https://statistics.jnto.go.jp/graph/#graph--Breakdown--by--number--of--visits>] (2025年5月16日閲覧)に基づき筆者作成。

1.3 訪日外国人観光客の旅行形態

2014年からの過去11年間の旅行形態をみると、旅行代理店が企画する団体や個人パッケージツアーではなく、自由旅行の個人旅行者が80%以上を占め、増加傾向となった(図3)。

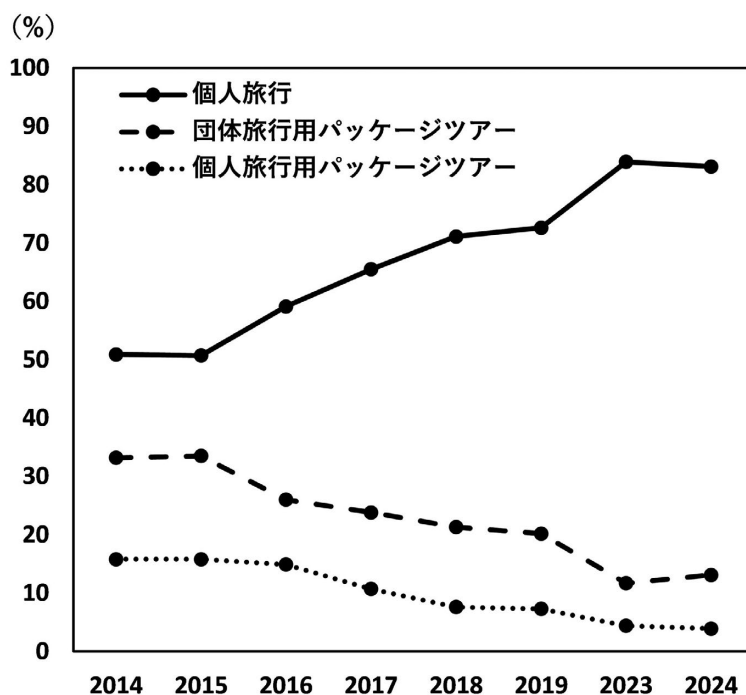


図3 訪日外国人観光客の旅行形態⁽⁸⁾

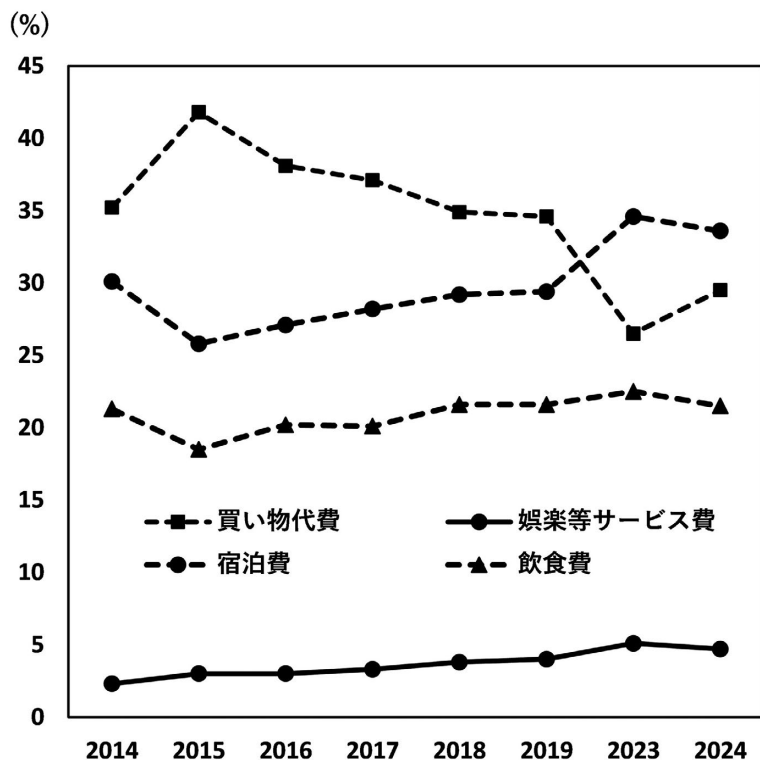
1.4 訪日外国人観光客の消費形態

2024年の訪日外国人観光客の消費総額は8兆1,257億円と推計される。費目別では、買い物代が減少(2015年の41.8%が2024年には29.5%)、娯楽等サービス費がやや増加(2015年の3%が2024年には4.7%)、飲食費は20%前後でほぼ横這いであるのに対し、宿泊費が25.8%から33.6%に増加している(図4)。

これは観光客のニーズが買い物を中心としたモノの購入から、娯楽等サービスの享受や宿泊といった行為や体験の消費へと変化したためと推察される⁽⁹⁾。

(8) 「訪日外客数」日本の観光統計データ[<https://statistics.jnto.go.jp/graph/#graph--travel--form>] (2025年4月18日閲覧)に基づき筆者作成。

(9) 堀田治「経験価値の研究系譜と体験消費へのアプローチ」『商学集志』(日本大学)第92巻第3号、2022年、127、145頁。

図4 訪日外国人観光客の消費形態⁽¹⁰⁾

訪日外国人観光客の特性を整理しておく、東アジア地域からの観光客が全体の66.5%を占め、自由に旅行を行う個人旅行者が主流であり、リピーターが初回訪日観光客よりも多く、モノ消費からコト消費に変化しつつあるといえる。

2 日本国内の訪日外国人観光客によるオーバーツーリズム問題

2018年、世界観光機関はオーバーツーリズムを「観光の目的地全体もしくはその一部に対し、明らかに住民の生活の質もしくは訪問客の体験の質に悪い形で過度に及ぼされる観光の影響」と定義した⁽¹¹⁾。

オーバーツーリズムは観光客のマナー違反などの質的問題と観光客の数的過多に起因する混雑性の量的問題を内包している。また、オーバーツーリズムに該当するか否かの許容

(10) 「インバウンド消費動向調査」国土交通省観光庁[https://www.mlit.go.jp/kankocho/tokei_hakusyo/gaikokujinshohidoko.html] (2025年4月28日閲覧)及び「訪日外国人消費動向調査」国土交通省観光庁[<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13342335/www.mlit.go.jp/kankocho/siryou/toukei/syouthityousa.html>] (2025年4月28日閲覧)のホームページに基づき筆者作成。

(11) UNWTO (2018) ‘Overtourism’? – Understanding and Managing Urban Tourism Growth beyond Perceptions, Executive Summary, p.4.

範囲に関しては、世界観光機関が「環境容量(Carrying capacity)」を定めており、その容量とは「ある観光地において、『自然環境』、『社会文化』、『経済』に被害を与えることなく、観光客の満足度を下げることもない、一度に訪問できる観光客数の最大値」とされる⁽¹²⁾。つまり、環境容量の最大値を超過すると、オーバーツーリズム現象が出現すると位置付けられている。

日本国内における訪日外国人観光客に起因するオーバーツーリズムの事例及びその対処法を、上記の環境容量の3つの要素、環境、社会文化、経済に応じて検討していきたい。

環境に関しては、例えば、京都での食べ歩きに伴うゴミのポイ捨て、花見で着花している枝を折る行為など⁽¹³⁾、北海道美瑛町にある「セブンスターの木」周辺での駐車違反行為、私有地である周辺農地への侵入などが報じられている⁽¹⁴⁾。京都市では、これらの問題に対し、ゴミ箱の増設、特定ゴミ専用のゴミ箱の設置、ゴミ箱のゴミの収集回数の増加、ゴミの減量を実現した商品開発への必要経費の補助などとともに、外国人観光客等へのマナー啓発に関する取組を行っている⁽¹⁵⁾。また、美瑛町でも、夏の観光シーズンのみ、期間限定でセブンスターの木の周辺道路で駐車禁止措置を講じている⁽¹⁶⁾。

富士山では、ゴミ投棄、登山道以外への立ち入り、落書き、屋外排せつなどが問題となっており、夜間に山小屋に宿泊せずに、夜通し歩き続け一気に山頂を目指す「弾丸登山」なる危険行為も注目されている⁽¹⁷⁾。これに対して、山梨県は2024年の登山シーズンから富士山吉田口において登下山道規制を開始、午後4時～翌日午前3時の時間帯及び登山者が一日当たり4,000人を超えると登下山道を閉鎖するとともに、通行料として一人当たり2,000円の徴収を始めた。更に危険な行為かつマナー違反の「弾丸登山」についてもベトナム語、中国語、英語、スペイン語で注意喚起を行っており、2025年の登山シーズンについても同措置を講じている⁽¹⁸⁾。静岡県もまた2025年の登山シーズンより、入山前に「静岡県

(12) Ibid., p.5.

(13) 佐滝剛弘『観光公害：インバウンド4000万人時代の副作用』祥伝社、2019年、22頁。

(14) 佐々木秀徳「実りある大地と観光の共存に向けて：美瑛町における観光DXを活用したオーバーツーリズムの解消と観光マナー啓発への取り組み」JTB総合研究所、2024年[<https://www.tourism.jp/tourism-database/column/2024/01/biei/>] (2025年4月29日閲覧)；「オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージ」観光立国推進閣僚会議決定(2023年)[<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kankorikkoku/kettei/siryou17.pdf>] (2025年12月15日閲覧)。

(15) 京都市(2025)秋の観光シーズンにおける観光地の散乱ごみ対策の強化～令和7年度 秋の観光課題対策(散乱ごみ対策)～[<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000346995.html>] (2025年12月15日閲覧)。

(16) 一般社団法人美瑛町観光協会(2024)美瑛町セブンスターの木周辺道路の駐車禁止について[<https://www.biei-hokkaido.jp/ja/18555>] (2025年12月20日閲覧)。

(17) 「富士登山オーバーツーリズム対策パッケージ」富士山における適正利用推進協議会(2024)[<https://kanto.env.go.jp/content/000302161.pdf>] (2025年4月29日閲覧)。

(18) 山梨県(2025)令和7年度の富士登山について[<https://www.pref.yamanashi.jp/fujisan/annzenn/documents/r7fujitozan.html>] (2025年12月20日閲覧)。

富士登山事前登録システム(静岡県FUJI NAVI)」での事前登録を義務づけ、登山には入山証の取得が必要となった。しかも静岡県側から入山する場合には富士山の保全、安全登山に係るルール・マナーの事前学習の修了、午後2時から翌午前3時までに入山する場合には山小屋への宿泊を必須とし、入山料(手数料)を1人あたり(1回) 4,000円とした⁽¹⁹⁾。

社会文化に関しては、舞妓、芸妓への強引な写真撮影行為⁽²⁰⁾、写真撮影禁止区域における写真撮影行為⁽²¹⁾が挙げられよう。また、京都の情緒豊かな風景を背景にした婚礼の前撮り写真の撮影が増加し、海外からのカップルが列をなす日もあるという⁽²²⁾。

令和6年の「京都観光に関する市民意識調査」によれば、京都市民の市内観光に関わる満足度を問われた際、「やや不満」、「不満」、「大変不満」の合計が前年の14.2%から18.1%へと増加し、理由の一つが「外国人観光客が多く、日本のマナーや習慣が守られていない」ことであった⁽²³⁾。

北海道美瑛町の遊泳禁止である「青い池」での遊泳行為⁽²⁴⁾、奈良県立都市公園のシカに関連した外国人の人身事故件数の大幅増加なども問題視されている。後者は増加した外国人観光客が事故につながるようなシカとのふれあい方をしていることが要因である⁽²⁵⁾。対策として、美瑛町は、池に人が侵入すると、写真に記録され、スピーカーから日本語、英語、中国語、韓国語の4カ国語で警告を行うことのできるAI搭載カメラを設置、池を常に監視可能とする体制を構築した⁽²⁶⁾。また、奈良県は、シカを野生動物であるとして接し方への注意喚起を英語、中国語、韓国語で作成されたチラシを用いて行っている⁽²⁷⁾。

経済に関しては、京都での事例などが顕著である。違法民泊行為や民泊増加による地域住民とのトラブル、外国資本の買い占めによる(観光名所近辺の)不動産価格高騰が問題として挙げられる⁽²⁸⁾。また、特定地域への集中により、オーバーツーリズムの顕在化が著しい⁽²⁹⁾。

(19)「富士山 開山期間中における登山規制及び入山料について」Eジャーナルしずおか+ [<https://www.pref.shizuoka.jp/kodomokyoiku/school/e-journal/1048469/1072076.html>] (2025年4月29日閲覧)。

(20) 佐滝『観光公害』49頁；「オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージ」。

(21) 佐滝『観光公害』20頁。

(22) 崔錦珍「オーバーツーリズムの発生と持続可能な観光発展の課題」『九州国際大学国際・経済論集』2020年。

(23)「令和6年京都観光に関する市民意識調査」京都市産業観光局観光MICE推進室、2024年、9頁。

(24) 北海道文化放送(UHB) (2025)北海道ニュースUHB [<https://www.uhb.jp/news/single.html?id=48615&page=3>] (2025年12月19日閲覧)

(25)「人身事故対策の検討結果」奈良県、2021年、2頁[https://www.pref.nara.jp/secure/228076/04_shiryou2-1.pdf] (2025年4月22日閲覧)。

(26) 北海道文化放送(UHB) (2025)北海道ニュースUHB [<https://www.uhb.jp/news/single.html?id=48615&page=3>] (2025年12月19日閲覧)

(27)「奈良公園のシカとの接し方」奈良県、2025年[<https://www3.pref.nara.jp/park/1232.htm>] (2025年4月23日閲覧)。

(28) 中井治郎『パンクする京都：オーバーツーリズムと戦う観光都市』星海社、2020年、36頁。

(29) 阿部大輔「オーバーツーリズムに苦悩する国際都市」『観光文化』第240号、2019年、8頁。

京都では主要な寺院方面に向かう市営バス乗車の混雑⁽³⁰⁾が有名である。

京都市は令和6年より、「観光特急バス」の新規運航を行い、既存の市バス路線を臨時増発させ、地下鉄とバスを組み合わせた移動へと誘導を行うなど、全体的な輸送力の向上を行っている⁽³¹⁾。ちなみに京都府の調査対象施設数の宿泊データでは、図5のとおり、コロナ禍前の2019年までの推移は外国人観光客の右肩上がり増加、日本人観光客の横這いが基調であった。これに対し、コロナ禍後の日本人観光客は2022年に一挙に回復した後、右肩下がりに減少している。外国人観光客のみが急激な増加をしており、日本人観光客は京都観光を避け、外国人観光客が集中しているさまが見てとれる。今後もこの傾向が続くかどうか、注視していきたい。

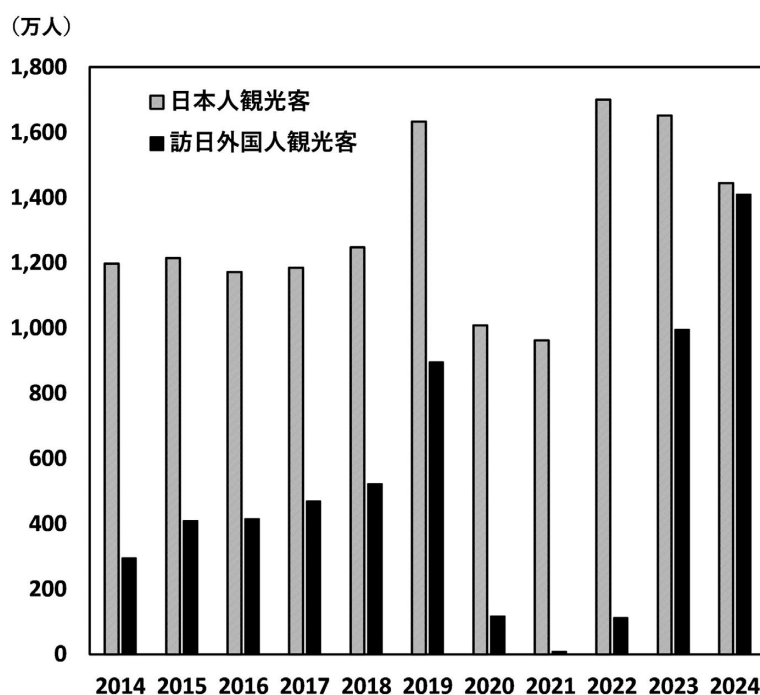


図5 京都府の延べ宿泊者数の推移(従業者数10人以上の宿泊施設)⁽³²⁾

4 訪日外国人観光客によるオーバーツーリズムへの対処

オーバーツーリズムへの対処として、高坂晶子は分散(空間、季節、時間などによる分散)、課金(高額入場料の設定、課税)、規制(行動規制、立入規制、入場規制、交通規制)

(30) 佐滝『観光公害』27頁；「オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージ」。

(31) 京都市交通局(2025)秋の観光シーズンにおける市バスの混雑対策の実施～令和7年秋の観光課題対策(市バスの混雑対策)～[<https://www.city.kyoto.lg.jp/kotsu/page/0000346713.html>] (2025年12月28閲覧)

(32) 「宿泊旅行統計調査」国土交通省観光庁[https://www.mlit.go.jp/kankoch/tokei_hakusyo/shukuhakutokei.html] (2025年7月28閲覧)

の3つの方策を挙げる⁽³³⁾。また崔錦珍は総量規制、観光客の分散誘導、課税と観光文化教育システムの構築、地域住民に観光と地域の発展の関係への理解促進を対処法として強調する⁽³⁴⁾。ここでは先行研究を参考に、外国人観光客によるオーバーツーリズムの質的課題及び量的課題の軽減に向けた考察を行いたい。

4.1 質的課題への対処ー地域における訪日外国人観光客の受入れ

佐滝剛弘は、オーバーツーリズムには量的な問題だけでなく、質的な問題も内包されており、「観光客の数」ではなく、異文化への不慣れな地域住民の状況が生み出す心理的抵抗感を重視する⁽³⁵⁾。中井治郎は京都のオーバーツーリズムについて、京都を訪れる観光客総数がそれほど増加しているわけではないと述べ、日本人観光客の減少と外国人観光客の増加という質の変化によって引き起こされているものとみなす⁽³⁶⁾。

森朋也は混雑する観光地を「コモنزの悲劇」と捉えながら、コモنزの保全管理には人々の対話(コミュニケーション)を通して形成される内生的な仕組みの形成が必要だとする。すなわち、地域社会の内と外をつなげる橋渡しの社会資本、換言すれば、外部からの観光客をも関与させた持続可能な観光を促進するための協治のプラットフォームを形成することが不可欠であり、地域社会が旅行者を「よそ者」と排除せず、翻って旅行者も「フリーライダー」として観光地がどうなるか関せずという立場を止め、旅行者が訪問先の地域社会と関わりを持つことが肝要と指摘する⁽³⁷⁾。

外国人観光客の地域コミュニティへの流入は、異文化と地域固有のスタンダードとの接触を意味しており、両者の関係がより良い方向に行くためには、受入れ側が受入れ制度や環境整備を行い、観光客にどのように対応していくのが課題となる。

いまの外国人観光客には、観光ルートが予め決められたパッケージツアーのような団体旅行よりも個人旅行のリピーターが多いとすれば、彼らはそれぞれの動機に基づき、活動予算や期間などを現地の諸条件のなかで立案するはずである。とりわけ、彼らは「本物との出会い」を求める欲求⁽³⁸⁾、つまり、写真や記事で見た本物に出会いたいという欲求に基づき、地域社会の日常に入り込んでくる。Airbnbのような民泊ビジネスが、これら旅行者の行動範囲と地域住民の居住範囲の境界をさらに曖昧にする⁽³⁹⁾。

(33) 高坂晶子『観光に消費されないまちのつくり方：オーバーツーリズム』学芸出版社、2020年、50頁。

(34) 崔「オーバーツーリズムの発生と持続可能な観光発展の課題」204頁。

(35) 佐滝『観光公害』82頁。

(36) 中井『パンクする京都』187頁。

(37) 森朋也「観光における『共有地の悲劇』問題について」『山口大学教育学部研究論叢』第70巻、2021年、75頁。

(38) 槻本邦夫「観光行動における消費と欲望の構造：観光行動論序説(1)」『大阪明浄大学紀要』第6号、2006年、52号。

(39) 中井『パンクする京都』38頁。

令和6年度「訪日外国人旅行者の受入環境整備に関するアンケート」調査結果によれば、外国人観光客が観光で困ったこととして挙げた最上位が「ごみ箱の少なさ」(21.9%)、2番目が「施設スタッフとのコミュニケーションの難しさ」(15.2%)であった⁽⁴⁰⁾。外国人観光客の多くが、地域の観光施設でコミュニケーションの際になんらかの問題に直面していることが明らかになっている。

エドワード・ホールは、コミュニケーションと文化について「高コンテクスト文化(空気を読む文化、察する文化)」と「低コンテクスト文化(言語をコード化し明示的に情報を伝える文化)」に分けているが、高コンテクスト文化ではコード化され明示的に伝達されるメッセージにほとんど情報がなく、低コンテクスト文化の情報の明示的なコードの多さと対比させている⁽⁴¹⁾。日本は高コンテクスト文化の社会であるため(とくに京都はそうだろう)、低コンテクスト文化の社会(例えば、米国など)からの観光客は戸惑うに違いない。

さらに高コンテクスト文化は低コンテクスト文化に比べ、内部者(インサイダー)と外部者(アウトサイダー)を明確に区別し、高コンテクスト文化で育った人は、低コンテクスト文化の人よりも、具体的に話さず、相手が自分の心を知っていることを期待する傾向が強い⁽⁴²⁾。言い換えれば、日本社会では一般的に周囲の空気を読み、周囲に気を配りながらコミュニケーションを図る傾向が強く、暗黙知もまた存在する。

高コンテクスト文化のもっとも典型的な例が日本の「おもてなし」であろう。「おもてなし」は、実は客の側にももてなす側の配慮を文脈的に読み取る文化的能力が求められる「主客一体」の考え方に基づく⁽⁴³⁾。対照的に、低コンテクスト文化によるコミュニケーションは異文化交流が盛んな環境で形成されやすいという⁽⁴⁴⁾。

これらの研究から得られる示唆は、外国人観光客が多数訪れ、異文化コミュニケーションが発生しやすい観光地では、高コンテクストから低コンテクストへ切り替えたコミュニケーションを図ることが有用ということであろう。「おもてなし」が理解できない外国人観光客に対しては低コンテクストへと瞬時に切り替え、明快なコードで対応していくことが大事である。

崔錦珍は、オーバーツーリズム対策として、観光文化教育システムの構築も挙げている⁽⁴⁵⁾。これは「観光客が守らなければならないルールを制定し広報する」こと、「観光エチ

(40) 「令和6年度『訪日外国人旅行者の受入環境整備に関するアンケート』調査結果」国土交通省観光庁[<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001882887.pdf>] (2025年5月10日閲覧)。

(41) Edward T. Hall, *Beyond Culture* (New York /Anchor Books, 1977), p.113.

(42) Ibid., p.91.

(43) 福島規子「配慮行動から生成されるハイコンテクストサービスの基礎的研究」『サービソロジー (Serviceology)』第1巻第4号、2015年、14頁。

(44) Changyi Wu, Hiroshi Yama, Norhayati Zakaria, “How do Japanese and Chinese view each other? Understanding the meaning of low-context culture in intercultural communication,” *Global Networks*, Vol. 24, Issue 1, 2024, p. 7.

(45) 崔「オーバーツーリズムの発生と持続可能な観光発展の課題」204頁。

ケットに関する広報もオンライン・オフラインで実施する」ことを通じたモラルやマナーの改善を意味している。確かに倫理的側面からのモラルやマナー啓発も重要だろうが、日本には、奈良公園のシカ、共同浴場の温泉といった、同一空間の共有により他者への配慮が前提となった、世界的にユニークな地域文化が存在している。これらユニークな地域文化については、単なるモラルやマナーの啓発では足りまい。揭示版の注意書きといった簡易な文字情報(いわゆる低コンテキスト型の情報)のみではならず、地域文化の背景や価値に関する本質的な理解を促すインタープリテーション⁽⁴⁶⁾が必要だと思われる。これは高コンテキストの文化を伝えるコミュニケーションの低コンテキスト化といった斬新なアプローチである。

増田直広によれば、インタープリテーションとは地域資源と人(住民および来訪者)をつなげる教育活動であり、受け手に対して地域資源を意味付けしていく行為であるが⁽⁴⁷⁾、地域のユニークな観光資源の本質的価値の理解促進とモラルやマナー改善の訴求を組み合わせることが効果的であると考えられる。

一般に観光客と地域住民は面識を持たない他人同士であり、反復的にコミュニケーションをとる関係ではなく、一度限りの関係に過ぎない。継続的なコミュニケーション関係ではない状況で、互いが歩み寄る関係を創造するのは容易ではない。母国で既存の価値観が染み込んだ「一見さん」の外国人観光客がそのまま日本の地域固有の文化に接触すれば、文化理解や認識不足から軋轢が生じやすい。だが昨今、外国人観光客のリピーターが増加している状況は、彼らが日本の地域文化や社会を学びうる機会が反復していることを意味する。インタープリテーションを通じて、外国人観光客の地域文化の背景や価値に関する認識を向上させることができれば、諸問題は少なからず軽減されるのではないだろうか。

世界観光機関は「責任ある旅行者(Responsible Traveler)」というコンセプトを打ち出し⁽⁴⁸⁾、旅行者には訪問先の地域に敬意を持って向き合う姿勢が不可欠であり、地域の歴史や文化の事前学習を推奨している。旅行者自身が観光地と地域の持続可能性に「責任」を持つべきとする。そのプロセスのなかでもインタープリテーションは有用であろう。

崔錦珍はこれと同時に地域住民に対しても観光と地域の発展についての理解を深める場

(46) 西村仁志「インタープリテーション活動の新しい動向」『同志社政策科学研究』特集号、2016年、91頁。ちなみにインタープリテーションとは、「環境保全地域や公園、博物館など、社会教育の場における持続可能な社会づくりのための教育的コミュニケーション」であり、20世紀初頭に米国国立公園において始まった。日本においては1980年代から導入されはじめ、現在では自然公園のほか動物園や水族館、博物館等の社会教育施設などで行われている。

(47) 増田直広「持続可能な地域づくりにおけるインタープリテーションの役割：インタープリテーションによる地域への誇りの再生」『インタープリターズ・フォーラム2018』一般社団法人日本インタープリテーション協会、2018年。

(48) Tips for A Responsible Traveler (UN Tourism, 2020) [<https://webunwto.s3.eu-west-1.amazonaws.com/s3fs-public/2020-07/Tips-for-Responsible-Traveller-WCTE-EN.pdf>] (2025年5月19日閲覧)

を当該自治体及びその周辺自治体が提供することが必要であるとみなす⁽⁴⁹⁾。地域には社会的文脈を通じた共同性が存在し、その基盤の上で住民たちが生活を営んでいるからである。これは外国人観光客にどう向き合うかについての地域住民の合意形成が先ではないかという示唆といえる。外国人観光客を誘致する前に、まずは地域観光のあり方についての住民たちの意向や合意を形成してから受入れを開始すべきだという議論である。

日本では2006年に「観光立国推進基本法」が策定され、2007年に「観光立国推進基本計画」が閣議決定。2008年から政策推進強化のため観光庁が設立された経緯がよく知られている⁽⁵⁰⁾。2015年には「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」が発足し、観光が成長戦略の柱として位置付けられ、2016年の「明日の日本を支える観光ビジョン」策定を経て、2030年には外国人旅行者数6,000万人、その旅行消費額15兆円といった目標が建てられた⁽⁵¹⁾。

新井直樹は2000年代から2010年代を「観光立国・地方創生に向けたインバウンド観光振興」の時期として捉え、とりわけ2010年代に観光は成長戦略の柱とされ、経済効果の高いインバウンド観光振興の取り組みが重視されたとする⁽⁵²⁾。政府主導によるインバウンドの量的拡大と経済効果を追求した政策とは、観光行政の体制づくり、財源及び予算の強化、インバウンド拡大を目的とした航空規制及び入国規制の緩和であり、外国人旅行者数や消費額に対しては高めの数値目標を行うに至った。言い換えれば、現在の日本のインバウンドは、政府の強い主導の下で促進されてきたものであり、外国人観光客を受け入れる地域やコミュニティの意向や感情を十分に汲み取ってはいなかった。要するに、オーバーツーリズムを予見し、地域やコミュニティでの十分な合意形成を支援しながら、外国人観光客の受入れ促進の強化に舵を切るべきであったという反省である。

4.1 量的課題への対処—地域の観光資源の公共性と非公共性

森朋也は混雑する観光地の観光資源を「コモンズ」としながら、そのコモンズの持つ性質を、ある主体の消費によって他者が消費できる潜在量が減少する(競合性がある)一方で、ある主体の消費活動を排除することが困難な(排除困難性)ものとし、コモンプール財と位置付けた⁽⁵³⁾。排除困難性とは、言い換えれば、誰でも自由に利用できるということである。このため、その消費が増えるたびに(混雑度が増すごとに)、消費者の利用は全体とし

(49) 崔「オーバーツーリズムの発生と持続可能な観光発展の課題」204頁。

(50) 「観光立国の実現に向けた政府の取組」国土交通省観光庁[https://www.mlit.go.jp/kankoch/seisaku_seido_kihonho/index.html] (2025年5月2日閲覧)。

(51) 「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」首相官邸政策会議[<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kankovision/index.html>] (2025年4月30日閲覧)。

(52) 新井直樹「日本の国際観光政策の変遷と動向：コロナ収束後の持続可能なインバウンド観光振興にむけて」『奈良県立大学研究季報』第32巻第1号、2021年、34頁。

(53) 森「観光における『共有地の悲劇』問題について」72頁。

て妨げられる(利潤が減る)と解釈できる。

観光資源は広義の経済資源概念でも収まりきらないほど多様だとしながらも、観光に厳密に関連する資源の大部分が公的資源、つまり、公共財ないし社会的共通資源と呼ばれる範疇に属する⁽⁵⁴⁾。資源が魅力的な観光地は大なり小なり「外部経済」を持ち、それが面的に広く及ぶ場合は「公共財的性質」(非競合性、非排除性)を持つとされる⁽⁵⁵⁾。

人為的に作られたテーマパークや遊園地などの商業施設を除けば、観光資源そのものが、地域空間を因習的に彩る公共財であることが多く、自然環境、有形・無形文化材、地域の街並みや景観といった多くは、元来、地域住民に提供されている公共財である。富士山は世界遺産に登録されており、人類共通の財産として保護されるべき自然財産であり、その山域は特別名勝にも指定され、文化財として保護され⁽⁵⁶⁾、公共財としての性質を有する。



図6 財・サービスの性格(筆者作成)

図6は、観光資源を財・サービスの観点から整理したものである。コモンプール財は誰でも利用でき(排他性小)、利用時に競合性が発生(競合性大)する公園等、公共財は誰でも利用でき(排他性小)、混雑時を除き競合せずに利用できる(競合性小)自然景観等、私的財は対価不払者を排除でき(排他性大)、誰かが利用すると他者の利用分が減る(競合性大)お土産屋等の民営の観光商業施設等、クラブ財は対価支払者のみ利用でき(排他性大)、混雑時を除き競合せずに利用できる(競合性小)観光有料道路等が該当する。

そして、同じく公共財の性質を持ち交通社会資本の一つである国際空港は、大部分の訪日外国人観光客が訪問国の玄関口として、最初に地を踏む場所である。降り立った瞬間に、訪問国の空気を吸い、第一印象を得る場所でもある。外国人観光客の増加に相まって、深夜便、早朝便に関連する外国人観光客が空港に寝泊まりする姿が近年、散見される。通常、空港は離発着便が終了した時点で、保安及び衛生上の問題を勘案して、旅客は

(54) 堀野正人「産業資源としての観光資源」『奈良県立商科大学研究季報』第10巻第2号、1999年、50頁。

(55) 角本伸晃「観光経済学の方法論・研究成果」『観光学評論』2015年、Vol. 3-2、2015年、104頁。

(56) 『『富士山』の構成資産紹介』山梨県[<https://www.pref.yamanashi.jp/fujisan/kouseishisanshoukai.html>] (2025年5月4日閲覧)。

空港外へ締め出される場合が多い。

例えば、23時から翌朝6時迄の時間帯は原則離着陸が禁止されているシドニー空港では、23時に同空港は閉鎖されるため、閉鎖時間が近づくと、空港警備員が空港の隅々を巡回し、居残っている旅客へ強制退去の指示を出す⁽⁵⁷⁾。

対照的に、成田国際空港は23時から翌朝6時迄の時間帯は原則離着陸禁止だが、気象状況を含む緊急事態ではいつでも離着陸が許可となっているため、空港内は24時間閉鎖されない⁽⁵⁸⁾。

深夜に同空港を歩いてみると、オブジェを模したベンチ、床などに訪日外国人観光客が就寝している(写真1)。目視で数えてみると、2024年6月22日(土)午前2時には50～60人が就寝していた。彼らが就寝している場所がその用途で設置された場所ではないのは明白といえる。多くの外国人観光客が観光活動の「始め」と「終わり」で使用する空港でこのような行為を許容することは管理的に手緩い印象を与えていると思われる。要は空港に併設されている施設や空港近隣の施設に宿泊すれば済む話である。観光活動の入り口からある程度の緊張感と決まりを順守する国という姿勢をみせることは、オーバーツーリズムに散見される公共財の身勝手な消費への警告にもなろう。

現在、空港運営は民間事業体が担っており、それゆえ空港の公共財的な性質が見えなくなっている側面もある。とはいえ、これは公共財へのフリーライドであり、国際空港は外国人観光客へ対処する入口でもあろう。



写真1 深夜の空港内での訪日外国人観光客の就寝の様子(著者撮影)

ところで公共財のフリーライドとは別に、有料化され課金に伴う場所で発生しているオーバーツーリズムは性格がやや異なる。こちらは市場のなかでの需要超過を意味している

(57) SYD : Sydney Airport opening hours: Sydney Kingsford Smith Airportを参照[<https://www.sydneyairport.com.au/>] (2025年4月30日閲覧)。

(58) 「離着陸制限(カーフェュー)の弾力的運用について」千葉県[<https://www.pref.chiba.lg.jp/kuushin/narita/danryokuka.html>] (2025年4月28日閲覧)。

ため、価格を上昇させることでバランスを取る方策が求められる。例えば、図5で示した「京都府の延べ宿泊者数」の結果のとおり、コロナ禍後の京都での外国人観光客と日本人観光客の観光客数は反比例しており、訪日外国人観光客数の増加に比して日本人観光客数は減少している。これは、機会損失の現れであり、外国人観光客を受け入れる国の民を幸福にしていない所業と言わざるをえない。

近年、外国人観光客と日本人を価格で差別化する二重価格の設定の是非がメディアで報じられている⁽⁵⁹⁾。確かに外国人観光客と日本人観光客では、サービスに対する限界費用が異なる。実際、外国人観光客を受け入れるには通訳ガイド要員の確保や外国語標識の設置といった多言語化サービスの提供を含めた環境整備に時間や経費が必要である。外国人観光客と日本人観光客との間でサービスへの限界費用が違うなら、効率性を達成するための価格を徴収するのは合理性もあろう。つまり、高い限界費用が生じる集団には、高い価格を設定するということである。価格の根拠を明示すること、現場状況に応じた二重価格設定が想定される。そうすれば、外国人観光客数が減じた場合でも総収入を維持できる可能性もある。

ただし、二重価格制度の導入は訪日外国人観光客の減少につながりうる反面、WTOの無差別原則(National treatment: Treating foreigners and locals equally)⁽⁶⁰⁾に抵触する可能性もある。また、料金設定の根拠が曖昧なら、外国人への不当な差別とも言われよう。国際観光とは訪問国のさまざまな地域の伝統や生活に触れて他者を知り理解する行為であり、平和構築の一端を担うものであるとすれば、価格差による差別意識の醸成はその本来の価値を低下させてしまうからである。

おわりに

「観光は平和へのパスポート(Tourism: Passport to Peace)」。確かに平和だからこそ人流が盛んになる。とはいえ、観光の本来の目的は相互理解に基づいた交流であり、地域住民や地域社会に悪影響が生じる観光に持続性はない。

実際には、マナー違反など外国人観光客の行為に帰責する問題もあれば、彼らに全てが帰責しない問題もあろう。例えば、すでに紹介した夜間の空港内就寝についても、航空機

(59) 「共存共栄か外国人差別か インバウンドとの二重価格に揺れる観光地、自治体の悩みは公平性」『産経新聞』2025年2月14日[<https://www.sankei.com/article/20250214-CXQRO5GT6BKNLAWMSONGV3KZK4/>] (2025年5月18日閲覧)；外国人観光客向けに二重価格、「おもてなし日本」での導入に賛否『読売新聞』2024年9月20日[<https://www.yomiuri.co.jp/economy/20240919-OYT1T50145/>] (2025年5月19日閲覧)；「観光『二重価格』合理的な理由と説明を」『朝日新聞』2024年11月6日[<https://www.asahi.com/articles/DA3S16077194.html>] (2025年5月18日閲覧)。

(60) The World Trade Organization (WTO) Principles of the trading system [https://www.wto.org/english/thewto_e/whatis_e/tif_e/fact2_e.htm] (2025年12月18日閲覧)。

の大幅遅延などの予期せぬ出来事が発生した際、空港内施設やサービスの提供が不十分であれば、これは彼らの責任ではなく、受入れ側である観光地の制度やインフラ整備の問題に帰責する。

現在はインターネットを介した様々なサービスを通じて瞬時に情報を得ることが可能な時代である。そのためグローバルに行われる情報収集のスピードと国内の制度やインフラを整備する時間との間にギャップが生じている。日本では外国人観光客を受け入れる準備が十分でないまま、急激に外国人観光客が増加してきた。受入れ体制や環境を整備する間もなく、外国人観光客が急激に増加して生じた歪は大きい。

筆者は決して高コンテクスト文化を捨てて、低コンテクスト文化になろうと訴えているのではない。安易なグローバル・スタンダードに追随し、外国人観光客に迎合していけば、地域社会の基盤が揺ぐ。またグローバル化のなか同じような競争を受け入れることは地域の体質を脆弱化させかねない⁽⁶¹⁾。換言すれば、地域に根づいた多種多様な固有な価値や資源をいかにグローバル化のなかで翻弄されず、接合させていくかが問われている。

地域社会との合意形成を踏まえながら、その受入れ体制や環境の整備を行う。本来の地域社会を生かしながら持続可能な観光を構築する。これが私たちの直面する観光の課題である。

外国人観光客を受け入れることを促進している政府は、その観光活動の質と量をコントロールする必要があるだろう。将来的に6,000万もの外国人観光客を迎え入れることを目標にするのであれば、これ以上、深刻な問題が発生する前に、地域での合意形成を踏まえて、地域の受入れ体制や受入れ環境の整備を進めて行くことが急務といえる。

本稿はあくまで統計データや既存文献を用いて概観的な考察を行った予備的作業に過ぎず、さまざまな地域における具体的な調査を今後の課題として論を閉じたい。

(61)「グローバル化と今後の地域政策のあり方」日本政策投資銀行地域政策研究センター報告書、2002年、47頁。